

平成22年6月4日
山形県農林水産部

報道機関各位

山形県口蹄疫対策本部対応マニュアル初動対応ダイジェスト版の 偶蹄類飼養農家全戸配布について

宮崎県における口蹄疫の発生に伴い、本県では県内への口蹄疫ウィルスの侵入を防止するため、全農山形と共同で消毒用消石灰の無償配布や家畜伝染病予防法に基づく宮崎県及び隣接県からの偶蹄類の移入禁止措置を講ずるなど水際対策を実施してきました。

この度、万が一県内で口蹄疫が疑われる牛・豚等が発生した場合、飼養農家が、早期発見、早期通報とともに、先般作成した「山形県口蹄疫対策本部対応マニュアル」に基づき、当該家畜の隔離、家畜の移動自粛など、まん延防止に向けて的確な初動対応をとれるよう、各総合支庁家畜保健衛生課から別添「家畜衛生だより」として「対応マニュアル初動対応ダイジェスト版」を飼養農家全戸に配布することといたしましたので、お知らせします。

- 口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。
- 感染動物の肉や乳が市場に出回ることはありません。仮に感染動物の肉を食べたり、牛乳を飲んだりしても人体に影響はありません。

お問い合わせ先

山形県農林水産部畜産課

担 当：課長：有川 課長補佐：池田

Tel：023-630-2474 630-3350

報道監 農林水産部次長 若松 正俊

家畜衛生だより

山形県口蹄疫対策本部対応マニュアル
(初動対応ダイジェスト版)

〇〇家畜保健衛生所
住所
電話等

(夜間)

口蹄疫が疑われる牛・豚等を発見した場合には、山形県口蹄疫対策本部対応マニュアルに基づき、次のような初動対応をとることになりますので、ご理解とご協力をお願いします。

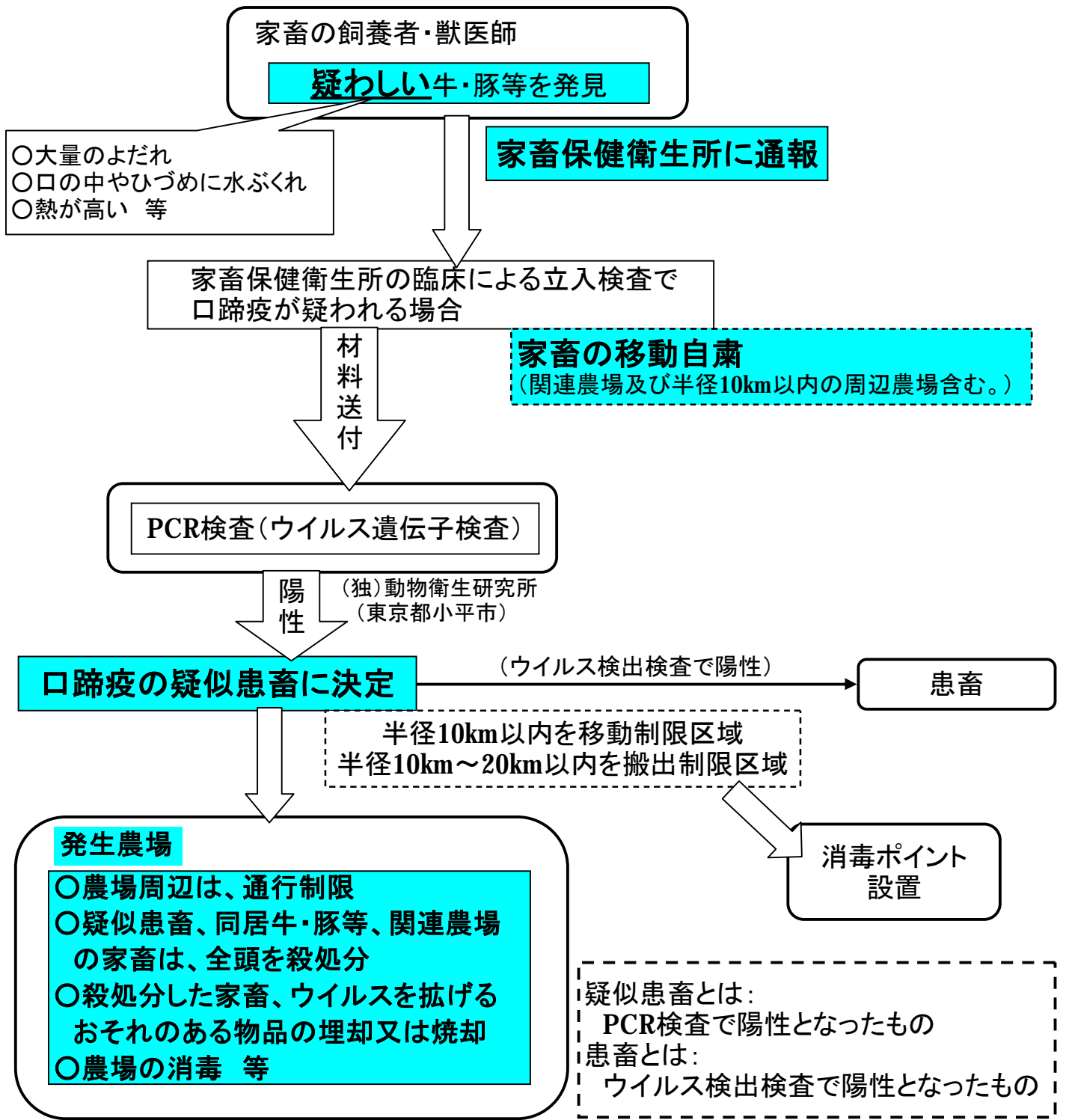
- 大量のよだれ、発熱、口の中やひづめに水ぶくれが認められるなど、**疑わしい牛・豚等**を発見した場合には、すみやかに**家畜保健衛生所に連絡**してください。
- 直ちに、家畜保健衛生所が臨床による立入検査を実施し、その結果、**口蹄疫が疑われる場合**には、PCR検査(ウイルス遺伝子検査)を実施します。
- このとき、**当該家畜の隔離とそれ以外の家畜の移動自粛**をお願いします。
 - **農場周辺の方にも通行の自粛**をお願いする場合があります。
 - **飼養者が同じなどの理由で関連のある農場と半径10km以内の農場も同様に移動の自粛**をお願いすることになります。
 - **過去一週間以内に当該農場に入った獣医師、家畜人工授精師、削蹄師などの方に、状況説明と他の農場を訪問しないようご連絡**をお願いします。
- PCR検査の結果、**陽性**の場合は**口蹄疫の疑似患畜**となります。
- **疑似患畜、同居牛・豚等、及び飼養者が同じなどの理由で関連がある農場の家畜**は、**殺処分**の対象となります。
- まん延防止のため、殺処分が行われる**農場周辺の通行を制限**し、殺処分、埋却、消毒を行います。

◇ 農場内への口蹄疫侵入防止のため、消毒の徹底、部外者の立入制限、家畜の観察の強化をお願いします。

◇ 現在山形県では、口蹄疫のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法に基づいて、牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか及びいのししについて、宮崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県からの移入を禁止しております。なお、違反した場合には、同法に基づき罰せられます。

◇ 山形県は、全農山形と共同で、消毒用消石灰を配布しております。まだ届いていない場合は、家畜保健衛生所にご連絡をお願いします。

◇ 一部の消毒薬の入手が難しくなっておりますので、代替消毒薬の選定、使用方法等については、家畜保健衛生所にご相談ください。



ワクチンは、原則として使用しない。状況に応じて使用する場合には、県と農林水産省の協議が必要。

- 口蹄疫は、非常に感染力が強い偶蹄類家畜の病気です。
- 口蹄疫侵入防止のための各農場での水際対策とともに、病気の早期発見、早期通報が重要です。
- 万が一発生した場合は、他の農場に感染が拡大しないよう家畜の隔離、家畜の移動自粛など、初動対応にご理解とご協力をお願いします。